

広報かしわ別冊

第7 柏市市民生活部保険年金課 〒277-8505 千葉県柏市柏5丁目10番1号 ☎(04)7191-2594 區(04)7167-8103



「落とし、穴/にご用心!



日本では全てのかたがいずれかの医療保険に加入しなければなりません(国民皆保険制度)。国民健康保険(国保)は、その医療保険の1つで、病気やけがに備えて、加入者の皆さんが収入に応じてお金を出し合い、病院にかかるときの医療費の補助などに充てる助け合いの制度です。皆さんが一生のうちで国民健康保険に深く関わるとき、いくつかのよくある「落とし穴」があります。今回はこの「落とし穴」をのぞいてみましょう。

問い合わせ 保険年金課☎7191-2594・ ₹ 7167-8103

こんな 落とし穴/があります

落とし穴



🎾 治療費が全て自己負担に!?

保険料を払っておらず、保険証を持っていなかった。体調を崩し病院 に行ったら、保険証を持ってきてと言われた。急きょ、保険年金課の窓 口で納付相談をし、保険料を払って保険証を発行してもらった。



保険証がないと、保険が適用されない自由診療となり、治 療費が全て自己負担となります

保険料の支払いが苦しいかたへ

前年中の所得が一定基準以下の世帯は、保険料が減額になる場合があります (4月1日から、以下のとおり軽減判定所得が引き上げられました)。算定後の納 付書は6月下旬にお送りします。改めて保険料軽減の申請をする必要はありませ んが、世帯主と加入者全員が所得申告されている必要があります。

軽減割合	前年中の世帯の総所得金額				
7割軽減世帯	33万円以下				
5割軽減世帯	33万円 + (27万円×世帯内の被保険者数)以下				
2割軽減世帯	33万円 + (49万円×世帯内の被保険者数)以下				

- ■収入が少ない場合は、ご家族が加入している職場の健康保険の被扶養者とな ることで、国保に加入する必要がなくなる場合がありますので、会社等にお 問い合わせください
- ●住民税の申告をお願いします。申告がされていない場合、正しい保険料が計 算されなかったり、保険料の軽減や、70歳以上のかたの一部負担金の割合に 影響することがあります
- ●災害などの特別な事情により保険料を納められなくなった世帯に対し、実態 調査の上、保険料を減額・免除できる制度があります

落とし穴



被用者保険(社保)と国保 ┗ の二重加入!?

事例1

2年前に会社を退職。会社が手続きをしてくれたと勘違 いし、国保加入の手続きをしていなかった。病院で受診す るための保険証が必要になり、そのことに気が付いた。そ こで、国保に加入する手続きをしたら、2年前にさかのぼ って保険料を納付することに。



国保の資格を取得した月までさかのぼって 保険料を納めていただきます

事例2

会社に就職して社保に加入した。会社が手続きをしてく れたと勘違いし、国保を脱退する手続きをしていなかった ので、国保の納付書が届いてしまった。



保険料は、国保の資格がある期間分を納めて いただきます

手続きしないと

重加入となってしまうことも ありますので、ご注意ください



手続きは

こちらで

●保険年金課(市役所本庁舎1階) 窓口サービス課(沼南庁舎1階)

柏駅前行政サービスセンター

●各出張所



こんなときは 14日以内に届け出を!

職場では国民健康保険の切り替え手続きは行い ませんので、ご自身での手続きが必要です。届 け出を忘れないようご注意ください

加入する

手続きは お早めに



柏市に転入したとき

市民課等で転入の届け出が済んでから手続きしてください。

■ 持ち物 ● 個人番号カードか通知カード

職場の健康保険をやめたとき

持ち物

- 資格喪失日か退職日が明記された書類(健康保険の資格喪失証明書・ 退職証明書・離職票等)
- 個人番号カードか通知カード

保険証を即日窓口で受け取りたいときは、運転免許証、パスポート、個人 番号カード等の写真付きの公的身分証明書を忘れずにお持ちください。

やめる

柏市から転出するとき

市民課等で転出の届け出が済んでから手続きしてください。

• 国民健康保険証

• 個人番号カードか通知カード

職場の健康保険に加入したとき

持ち物

- ・職場の健康保険証(全員分)
- 国民健康保険証(全員分)
- 個人番号カードか通知カード





なるほど!

健診を 受けてね



うん!

落とし穴

🖔 特定健診を 受けていればよかった…

事例

40歳で高血圧と診断されたが、放置していたら57歳で心 筋梗塞を発症して入院することに。40歳から毎年特定健診を 受けて健康に留意していればこんなことにならなかったかも しれない。医療費の支払いも心配だ。

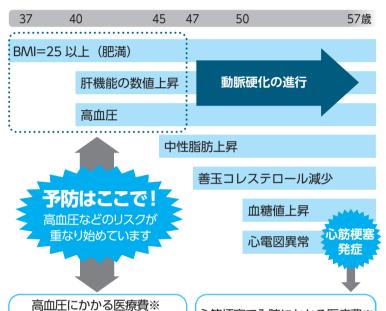




(通院服薬/月)

1~2万円

57歳で心筋梗塞を発症した男性の経過から



※医療費の金額は目安であり、患者の体調や治療法、医療機関などによって異なります

脳梗塞や心筋梗塞は、ある日突然発症するように見えますが、実は 長年にわたる高血圧や脂質異常の状態が動脈硬化を進めていることに 気付かないだけです。特定健診は、まだ自覚症状がない段階で潜在し ている病気を発見したり、将来生活習慣病になりやすいリスクがある かどうかを確認したりすることができ、生活習慣の見直しや必要に応 じた受診など、その後の適切な対応につなげることができます。

6~9月の早めの受診がおすすめです

40歳以上 のかたは

特定健診を毎年受けましょう

6月1日~来年1月31日まで

受診券を5月末に郵送します

※保険料未納世帯は除く



18歳から39歳の健診を受けましょう

6月1日~来年1月31日まで

対象: 国民健康保険に加入している18歳~39歳のか た(平成12年3月31日以前に生まれたかた)

申し込み:

- ①保険証を持って、保険年金課(市役所本庁舎1 階)、窓口サービス課(沼南庁舎1階)、各出張所、 柏駅前行政サービスセンターで申請し、保健 事業利用券を受け取る
- ②保険年金課保健事業担当(☎7164-4455) へ 電話し、受診券を受け取る



♂ 保健事業利用券で健康に

保健事業利用券は、柏市国保に加入している18歳以上のかたが利用できます。1年 度8枚(1枚1,000円)で、柏市指定保健事業実施機関が行う「はり等施術」「お口のクリ ーニング」「18歳から39歳の健診」「運動事業」に使えます。利用券を受け取るには、 上の①のとおり申請が必要です。



|限度額認定証の提示で窓口での支払いは限度額まで

NEW

入院時や高額な外来診療・高額な調剤を受けるときに、保険年金課で発行する「限度 額適用認定証」を医療機関の窓口で提示すると、月ごとの支払いが自己負担限度額まで となります。

8月1日から、70歳以上75歳未満のかたの自己負担限度額が改定されます(4面「70 **歳以上75歳未満のかたの医療費が高額になったとき**」参照)。10月1日からは、療養病 床に入院する65歳以上のかたの居住費(日額)も改定されます(4面「療養病床に入院す る65歳以上のかたの居住費」参照)。



ジェネリック医薬品の使用で支払いも安く

NEW

保険証に貼ることができるジェネリック希望シールを、7月に簡易書留 で郵送する保険証に同封します。

> 口座振替 **がオススメ** です!



落とし穴



🎾 払っているはずなのに、督促状が届く!?

心筋梗塞で入院にかかる医療費※

150~300万円

事例

- ●忙しくて、納付書での支払いを忘れていた
- ●月に一度のことなので、つい忘れてしまった
- ●□座振替にしてあると思い、うっかりしていた







保険料に限らず、こんな経験をしたこと はありませんか。保険料の納付は納め忘 れがなく安心な口座振替が便利です。市

では、特別徴収(年金からのお支払い)の世帯を除き、 口座振替による納付を原則としています。納付書でお支 払いのかたは、口座振替への切り替えをお願いします。 切り替え方法については、保険年金課へお問い合わせく ださい。保険料の納期限を過ぎると、督促状や納付催 告書が送られ、延滞金が加算されます





平成29年度各期納期限

第 1 期	6 月30日金
第 2 期	7月31日(月)
第 3 期	8月31日(休)
第 4 期	10月 2 日(月)
第5期	10月31日(火)
第6期	11月30日(休)
第7期	12月25日(月)
第8期	1月31日(水)
第 9 期	2 月28日(水)
第10期	4月2日(月)

保険年金課からのお知らせ

in the second at the second of the second at the second of the second in the second of the second of

		29				1				
保	険	料	率	が	決	定	ر	ま	し	た

その年度に必要となる医療費は、加入者の皆さんの保険料と国・県・市からの公 費(税金)等で賄われています。このため、保険料率は医療費の動向や公費等の額、 加入者の所得総額の見込み等に応じて変動します。

1人当たりの医療費は加入者の高齢化や医療の高度化の影響から伸び続けている ものの、今年度は比較的緩やかになる見込みです。一方、繰越金等、保険料以外の 財源の増加が見込まれることから、保険料率は右表のとおり、前年度を下回る水準 で決定しました。

平成30年度からの国保広域化

平成30年度から、国民健康保険の財政責任の主体が都道府県に移行します。この 制度改正は国民皆保険を維持していくため、小規模な保険者が多く財政基盤が脆弱 な国民健康保険制度を安定させることを目的に行われるものです。なお、加入・脱 退などの各種手続きは、引き続き柏市が担います。

■平成29年度保険料率

		平成29年度	平成28年度
	所得割	6.06%	6.19%
医療分	均等割	24,240円	24,360円
达 療刀	平等割	12,240円	12,720円
	(賦課限度額)	540,000円	540,000円
	所得割	2.29%	2.34%
後期高齢者 支援金分	均等割	11,760円	11,880円
∠ 1/ <u>/</u> 2 ± 73	(賦課限度額)	190,000円	190,000円
	所得割	1.90%	1.93%
介護分 (40~64歳のかた)	均等割	14,400円	14,400円
(10 0 1/1000) 727	(賦課限度額)	160,000円	160,000円

あ・る・あ・る・国・保



保険料の1期分は1カ月分ではありません!

「納入通知書」と「納付書」は、6月中旬にお送りします。12カ月分の保険料 を、6月から翌年3月までの10回(1期は約1.2カ月分) に分けて納めていただ きます。なお、年度途中で加入した場合は、届出月のタイミングにより納期 の回数が異なります。また、過去にさかのぼっての異動があった場合、随時 の納期が発生することがあります。



昨年より保険料が上がってしまった!

所得が増えた、世帯員が増えたなどの理由が考えられます。また年度に よっては、保険料率が上がったことも要因となります。



社会保険から国民健康保険になって、 保険料の負担が増えた気がする…

被用者保険(社保)と国保では、保険料の計算方法など制度に違いがあり ます。

被用者保険(社保)	国保
現年度の給与所得をもとに賦課	前年(1月~12月)の所得をもとに賦課
被保険者本人の給与所得だけをも とに賦課(被扶養者は保険料を負担 しない)	加入する被保険者の総所得をもとに 世帯単位で賦課(所得のないかたの所 得割は賦課されない)
事業主負担がある	事業主負担がない



柏市に転入したら、後で増額された納入通知書が届いた

市外から転入したかたの保険料は、前住所地に所得状況を確認したうえ

所得の確認に時間を要するため、いったん均等割額や平等割額だけで通 知したのち、所得が判明した時点で所得割額を別途加算します。



自分(世帯主)は国保ではないのに、納入通知書が届いた

保険料の納付義務者は世帯主です。世帯主自身が国保に加入していない 場合でも、同じ世帯内に国保の加入者がいれば、その保険料は世帯主宛て に通知されます。

自己負担限度額が改定されます

70歳以上75歳未満のかたの医療費が高額になったとき

8月1日から、70歳以上75歳未満のかたの自己負担限度額が改定されます。

		0 0 0		<u> </u>			
		自己負担限度額(月額)					
区分	負担割合	外来(個	人ごと)	外来+入院(世	帯ごと)		
		7月まで	8月から	7月まで	8月から		
現役並み 所得者	3割	44,400円=	▶57,600円	80,100円+ (実際の医療費– 267,000円)×1% (※1)	変更なし		
一般	1割または2割 (※4)	12,000円=	→14,000円	44,400円 -	→ 57,600円 (※1)		
低所得者II (※2)	1割または2割 (※4)	8,000円	変更なし	24,600円	変更なし		
低所得者 I (※3)	1割または2割 (※4)	8,000円	変更なし	15,000円	変更なし		
	現役並み 所得者 一般 低所得者 II (※2) 低所得者 I	現役並み 所得者 3割 1割または2割 (※4) 低所得者 I (※2) (※4) (※4) (※4) (※4) (※4) (※4)	現役並み 所得者 3割 44,400円 ■ -般 1割または2割 12,000円 ■ 低所得者 II (※4) 8,000円 低所得者 I 1割または2割 (※4) 8,000円	区分 負担割合 外来(個人ごと) 7月まで 8月から 現役並み	図分 負担割合 外来(個人ごと) 外来+入院(世紀		

年間(8月~翌年7月)上限額144,000円

- (※1)過去12カ月以内にこの額を超えた支払いが4回以上あった場合、4回目以降は 44,400円
- (※2)世帯主(他保険加入の場合も含む)及び国保加入者全員が市民税非課税である かた(低所得者 | 以外)
- (※3)世帯主(他保険加入の場合も含む)及び国保加入者全員が市民税非課税で、その 世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差 し引いたときに0円になるかた
- (※4)1割:誕生日が昭和19年4月1日以前のかた。2割:誕生日が昭和19年4月2日以 降のかた

療養病床に入院する65歳以上のかたの居住費

療養病床に入院する65歳以上のかたは、食費と居住費を原則として自己負担す ることになります。療養病床に該当するかどうかは、医療機関に確認してください。 10月1日から、居住費(日額)の自己負担額が段階的に引き上げられます。

9	区分		居住費(日額)				
			9月まで	10月から	平成30年4月から		
	医療の必要性の高いかた (医療区分II・III)		四0	200円	370円		
		難病患者	0円	0円	0円		
	上記以外のかた(医療区分1)		320円	370円	370円		

